

電磁的交付とは

株式会社は橋本-investment（以下「弊社」という）が運営するウェブサイト（以下「当サイト」という）は、金融商品取引法ならびにその他関係法令（以下「関係法令」といいます。）に基づき、お客様に対し交付する各種書面を紙媒体にかえて電磁的方法により交付させていただきます。

電子交付サービスに関して

ご契約前、ご契約時等にお客様にお渡しする「契約締結前交付書面」や「契約締結時交付書面」等を、郵送に替えてインターネットを経由してご参照いただきます。こちらのサービスを利用するにあたり別途料金のご請求はございません。電子交付された書面は交付時から起算して5年間保存されます。

電子交付等の対象となる法定書面の種類について

- ・「契約締結前交付書面」
- ・「契約締結時交付書面」
- ・「上記書類に関する契約変更書面」

電磁的方法による交付方法

電子交付等はホームページ上に掲載、又は電子メールでの送信となります。書面の電子交付等を受けるためには、弊社からのメールが受信できるメールアドレス及び当サイトが閲覧できる環境が必要となります。なお、法令の変更、監督官庁の指示等により、弊社は、書面の電子交付等に代えて、すでに電子交付等をした書面を含め、郵送等による交付等を行う場合があります。以上の内容を、ご確認いただき上記内容に同意した上でご利用ください。

免責に関して

弊社は、次の事由によりお客様及び第三者に生じた損害について、その責めを負わないものとします。

あらゆる事由により電磁的交付のサービスの全て又は一部の提供が不可能となった場合
通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等、又は受領した情報の誤謬、停滞、省略及び中断並びにシステム障害等
ファイルの保存、実行、削除、印刷等、会員の使用に係る電子計算機に生じたあらゆる不具合等法令の変更、監督官庁の指示、又はその他の必要な事態が発生した時に、弊社が書面の電磁

的交付に代えて、既に電磁的交付を受けた書面も含めて、紙媒体による交付等を受けること

本内容は、金融商品取引法その他の関係法令等の変更、監督官庁からの指示、その他必要に生じたときは、変更される場合があります。またその場合は必要に応じて電磁的方法による交付ではなく、紙媒体による交付等を行う場合があります。